

悪天候等警報発表に伴う授業措置

- 1 特別警報【レベル5】・危険警報【レベル4】・暴風(雪)警報について
京都府内の以下の地域に、河川氾濫、大雨、土砂災害のいずれかの「特別警報【レベル5】」、「危険警報【レベル4】」、または「暴風(雪)警報」が発表されている場合は、次のとおりとする。

ア 午前7時までに解除の場合	原則として、	平常授業
イ 午前9時現在、解除されている場合	〃	3限より授業
ウ 午前11時現在、解除されている場合	〃	5限より授業
エ 午前11時現在、解除されていない場合	〃	臨時休業

2 その他

気象状況及び交通機関の運休等により安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡の上、登校を控えること。この場合、出欠について配慮する。

【地域】

南丹市、京丹波町、亀岡市、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、久御山町、八幡市、城陽市、京田辺市、宇治田原町、井手町、精華町、木津川市、和束町、笠置町、南山城村
のいずれかの市町村
(「京都府南部」または、「南丹・京丹波」、「京都・亀岡」、「山城中部」「山城南部」として発表されることもある。)

* 「特別警報」「危険警報」は「レベル5特別警報」「レベル4危険警報」のようにレベルを付記して発表される場合がある。

3 熱中症特別警戒アラートについて

京都府に、熱中症特別警戒アラートが発表された場合は原則として教育活動を中止する。詳細は別紙「熱中症特別警戒アラート発表時の対応について」を参照すること。